**目次**

第1条（定義） 1

第2条（貸付人の権利義務） 5

第3条（資金使途） 5

第4条（本契約の発効） 5

第5条（借入の申込） 5

第6条（貸付実行の前提条件） 7

第7条（貸付の実行） 8

第8条（貸付の不実行） 10

第9条（貸付人の免責） 10

第10条（増加費用及び違法性） 10

第11条（元本弁済） 12

第12条（利息） 12

第13条（期限前弁済） 12

第14条（遅延損害金） 13

第15条（コミットメントフィー） 13

第16条（エージェントフィー） 14

第17条（諸経費及び公租公課等） 14

第18条（借入人の債務の履行） 15

第19条（貸付人への分配） 16

第20条（借入人による表明及び保証） 20

第21条（借入人の確約） 22

第22条（期限の利益喪失事由） 24

第23条（相殺、許容担保権の実行及び任意売却） 26

第24条（貸付人間の調整） 27

第25条（エージェントの権利義務） 29

第26条（エージェントの辞任及び解任） 31

第27条（貸付人の意思結集） 32

第28条（契約の変更） 32

第29条（地位譲渡） 32

第30条（貸付債権の譲渡） 34

第31条（第三者からの回収等） 34

第32条（全貸付人の貸付義務の終了） 35

第33条（一般規定） 35

**コミットメントライン契約書(JSLA平成25年版)**

●●株式会社（以下、「借入人」という。）、本契約別表1に記載された金融機関（以下、各金融機関を「貸付人」といい、全ての金融機関を「全貸付人」と総称する。）及び株式会社●●（以下、「エージェント」という。）は、平成●年●月●日付で以下の通り合意する（以下、「本契約」という。）。

# 第1条（定義）

次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本契約において次に定める意味を有する。

1. 「営業日」とは、日本国の法令等により銀行の休日とされる日以外の日をいう。
2. 「エージェント業務」とは、全貸付人により、全貸付人のためにエージェントに委託された本契約の各条項に定める業務をいう。
3. 【※実行時または返済時のいずれかにおいてエージェント口座方式の場合】[「エージェント口座」とは、エージェントが株式会社●●銀行[●●支店／●●部]に有する[当座／普通／別段]預金口座（口座番号●●、口座名義●●）、またはエージェントが随時指定し借入人及び貸付人に対して通知したその他の口座をいう。]
4. 「エージェントフィー」とは、借入人とエージェントの間で別途合意することにより借入人がエージェントに支払う手数料をいう。
5. 「親会社」、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定義されたものをいう。
6. 「貸付期間」とは、実行日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの期間をいう。
7. 「貸付極度額」とは、貸付人毎に本契約別表1に記載された金額（但し、第29条第2項の規定に従って変更された場合には、当該変更された金額）をいう。
8. 「貸付義務」とは、第2条第1項に規定される貸付人の義務をいう。
9. 「貸付債権」とは、個別貸付に係る債権をいう。
10. 「貸付不能期間」とは、借入人が、第9条第1項の通知を受領した日（同日を含む。）から、同条第2項の通知を受領する日（同日を含む。）までの期間をいう。
11. 「貸付不能事由」とは、①天災・戦争・テロ攻撃の勃発、②電気・通信・各種決済システムの不通・障害、③東京インターバンク市場において発生した円資金貸借取引を行い得ない事由、④その他貸付人の責によらない事由のうち、これにより貸付人の全部または一部による本貸付の実行が不可能となったと多数貸付人（多数貸付人による意思結集が困難な場合はエージェント）が判断するものをいう。
12. 「借入申込書」とは、借入人が本契約に基づく借入を希望する場合に、第5条第1項に従ってエージェントに提出する本契約別紙1の書式による申込書をいう。
13. 「借換旧貸付」とは、借換新貸付の実行希望日を満期日とする既に実行済みの個別貸付をいう。
14. 「借換新貸付」とは、既に実行済みの個別貸付の満期日を実行希望日とする個別貸付をいう。
15. 「基準貸付期間」とは、基準金利を設定する指標とするため、借入申込書に記載される期間をいう。
16. 「基準金利」とは、実行希望日の2営業日前の午前11時または午前11時に可及的に近い午前11時以降の時点において全国銀行協会が公表する[日本円TIBOR（Telerate17097ページまたはその承継ページ）/ユーロ円TIBOR（Telerate23070ページまたはその承継ページ）]のうち、基準貸付期間に対応した利率をいう。但し、全国銀行協会が公表する[日本円TIBOR（Telerate17097ページまたはその承継ページ）/ユーロ円TIBOR（Telerate23070ページまたはその承継ページ）]に、当該基準貸付期間に対応する利率の表示がない場合には、全国銀行協会が公表する[日本円TIBOR（Telerate17097ページまたはその承継ページ）/ユーロ円TIBOR（Telerate23070ページまたはその承継ページ）]に表示される期間のうち、当該基準貸付期間を越える最短の期間に対応する利率または当該基準貸付期間を越えない最長の期間に対応する利率のいずれか高い方の利率（当該基準貸付期間が1週間未満の場合は、1週間の期間に対応した利率）をいう。また、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、実行希望日の2営業日前の午前11時またはそれに先立つ直近の時点で東京インターバンク市場における当該基準貸付期間に対応する期間の円資金貸借取引のオファードレートとしてエージェントが合理的に決定する利率（年率で表わされる。）とする。
17. 「許容担保権」とは、(a)本契約締結時点で借入人の資産に対して既に設定済みであり、かつ、貸付人またはエージェントの本契約上の債権を被担保債権に含める根担保権、(b)本契約締結後に本契約に違反することなく借入人の資産に対して設定され、かつ、貸付人またはエージェントの本契約上の債権を被担保債権に含める担保権（根担保権を含む。以下同様とする。）、並びに(c)先取特権及び留置権その他の法令等に基づき当然に成立する担保権を総称していう。
18. 「公租公課等」とは、日本において課せられ得る所得税、法人税、その他の税金等、全ての公租または公課をいう。
19. 「個別貸付」とは、同一の借入申込書に基づき貸付人毎に実行される貸付をいう。
20. 「個別貸付実行金」とは、個別貸付により貸付人が借入人に対して貸し付ける金員をいい、また、「個別貸付実行金額」とは、個別貸付実行金の金額（関連する借入申込書に係る本貸付の金額に当該貸付人の参加割合を乗じて算出される金額）をいう。
21. 「個別貸付未払金」とは、個別貸付に係る元本、利息、遅延損害金、清算金その他本契約に基づき借入人が支払義務を負担する全ての金員をいう。
22. 「コミットメント期間」とは、本契約締結日（同日を含む。）から全貸付人の貸付義務が終了する時までの期間をいう。
23. 「コミットメント期間満了日」とは、平成●年●月●日（但し、かかる日が営業日以外の日に当たるときは、その前営業日）をいう。
24. 「コミットメントフィー」とは、第15条の規定に基づき借入人が貸付人に支払う手数料をいう。
25. 「コミットメントフィー計算期間」とは、本契約別表2に記載された各コミットメントフィー計算期間開始日（同日を含む。）から対応する各コミットメントフィー計算期間終了日（同日を含む。）までの期間をいう。但し、全部または一部の貸付人に係る貸付義務がコミットメント期間満了日の経過より前に終了した場合には、当該貸付人に係るコミットメントフィー計算期間は当該貸付人に係る貸付義務が終了した日（同日を含む。）に終了し、その後のコミットメントフィー計算期間は存在しないものとする。
26. 「コミットメントフィー料率」とは、年率●●％をいう。
27. 「参加割合」とは、総貸付極度額に対する貸付人毎の貸付極度額の割合をいう。
28. 「実行希望日」とは、本貸付の実行がなされることを希望する日として借入人が借入申込書に記載するコミットメント期間内における営業日[【※期越え貸付を認めない場合】（但し、コミットメント期間満了日を除く。）]をいう。
29. 「実行日」とは、本貸付が実行された日をいう。
30. 「支払時限」とは、本契約上に弁済期日の定めのある場合における、かかる弁済期日の●時をいう。
31. 「シンジケート口座」とは、借入人が株式会社●●銀行[●●支店／●●部]に有する[当座／普通]預金口座（口座番号：●●、口座名義：●●）、または借入人が開設しエージェントが承諾した株式会社●●銀行の本店もしくはいずれかの支店の口座をいう。
32. 「スプレッド」とは、年率●●％をいう。
33. 「清算金」とは、個別貸付の満期日前に元本の弁済または相殺がなされた場合において再運用利率が当該弁済または相殺時点で適用されている適用利率を下回るときに、かかる弁済または相殺がなされた元本金額に再運用利率と当該適用利率の差及び残存期間の実日数を乗じて算出される金額をいう。「残存期間」とは、弁済または相殺がなされた日から満期日までの期間をいい、「再運用利率」とは、弁済または相殺がなされた元本金額を残存期間にわたって東京インターバンク市場で再運用すると仮定した場合の利率として貸付人が合理的に決定した利率をいう。また、かかる清算金の算出方法は、[両端／後落しによる片端]及び1年を[365／360]日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。
34. 「総貸付極度額」とは、全貸付人の貸付極度額の合計金額をいう。
35. 「総貸付残高」とは、全貸付人の個別貸付未払金の元本合計金額をいう。
36. 「増加費用」とは、①法令等の制定、変更もしくはその解釈もしくは運用の変更、②準備金の設定もしくはその増額、または③会計上の規制もしくは運用の変更等によって、貸付人による個別貸付の実行もしくは維持、貸付義務の維持、または権利の保全に関する費用が著しく増加した場合（但し、当該貸付人の課税所得の税率変更に起因する増加は除く。）における、当該増加分（当該貸付人が合理的に計算した金額による。）をいう。
37. 「増加費用発生貸付人」とは、増加費用が発生した貸付人をいう。
38. 「損害等」とは、損害、損失及び費用等（弁護士費用を含む。）をいう。
39. 「多数貸付人」とは、意思結集基準時点における参加割合（但し、全貸付人の貸付義務の消滅前に一部の貸付人の貸付義務が消滅した場合で、当該貸付人に係る個別貸付未払金が存在する期間中は、意思結集基準時点における当該個別貸付未払金の元本金額を当該貸付人の貸付極度額とみなして参加割合を算出するものとし、また、全貸付人の貸付義務の消滅後、本貸付に係る本契約に基づく全ての債務の弁済が完了していない期間中は、意思結集基準時点における総貸付残高に対する貸付人毎の個別貸付未払金の元本合計金額の割合とする。）の合計が●●％以上となる、単独または複数の貸付人をいう。なお、「意思結集基準時点」とは、貸付人が多数貸付人による指示が必要な事由が発生したと判断した場合には、第27条第1項第1号の通知をエージェントが受領した時点をいい、エージェントが自ら多数貸付人による意思結集が必要であると判断した場合には、第27条第2項に規定する通知をエージェントが発した時点をいう。
40. [「立替コスト」とは、エージェントが立替払いを行った場合において、立替払いを行った金額に調達利率及び立替期間の実日数を乗じて算出した金額をいう。なお、「立替期間」とは、エージェントが立替払いを行った日から当該立替払いに係る金額をエージェントが受領した日までの期間をいい、「調達利率」とは、立替払いを行った金額を立替期間にわたって調達する利率としてエージェントが合理的に決定した利率をいう。また、かかる立替コストの算出方法は、後落しによる片端及び1年を[365／360]日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。]
41. [「立替払い」とは、弁済期日における借入人による弁済について、借入人からの弁済完了前に、第19条に従い貸付人へ分配すべき金額相当額をエージェントが貸付人に対し支払う行為[【※実行時エージェント口座方式の場合】、または実行希望日における貸付人による個別貸付について、[エージェントが貸付人に通知の上、]貸付人からの個別貸付の実行前に、個別貸付実行金相当額をエージェントが借入人に対し支払う行為]をいう。なお、借入人または貸付人は、エージェントが立替払いを行うことについて一切異議を述べないものとする。]
42. 「適用利率」とは、基準金利にスプレッドを加算した利率をいう。
43. 「弁済期日」とは、本貸付に係る元本及び利息については第5条第2項に定める満期日をいい、コミットメントフィーについては、第15条第1項に定める日をいい、その他の金員については本契約に従って支払を行うべき日として定められる日をいう。
44. 「報告書等」とは、借入人が金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第24条第1項に基づき有価証券報告書の提出義務を負う場合には、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、臨時報告書、訂正報告書等の報告書をいい、借入人が当該義務を負わない場合には、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、同法第441条第1項に規定する臨時計算書類、並びに同法第444条第1項に規定する連結計算書類をいう。
45. 「法令等」とは、本契約、本契約に基づく取引または本契約の当事者に適用される条約、法律、条例、政令、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及び関係当局の政策をいう。
46. 「本貸付」とは、同一の借入申込書に基づき実行される個別貸付の総体を個別にまたは総称していう。
47. 「満期日」とは、個別貸付に係る元本の弁済期日をいう。
48. 「未使用貸付極度額」とは、貸付極度額から個別貸付未払金の元本合計金額を控除した金額をいう。
49. 「譲受人」とは、第30条第1項に従って貸付債権の譲渡を受ける者をいう。
50. 「譲渡人」とは、第30条第1項に従って貸付債権を譲渡する者をいう。

# 第2条（貸付人の権利義務）

(1) 貸付人は、コミットメント期間中、第6条各号記載の要件の充足を条件に、本契約に従い、第5条に定める借入人による本貸付の実行の申込に応じて、当該申込に係る実行希望日において、借入人に対し、個別貸付実行金額を貸し付ける。

(2) 本契約に別段の定めがある場合を除き、貸付人は、本契約に基づく権利を個別かつ独立して行使できる。

(3) 本契約で別途定める場合を除き、貸付人の本契約に基づく義務は個別かつ独立したものであり、貸付人は、他の貸付人がかかる義務を履行しないことを理由に自らの本契約に基づく義務を免れないものとする。また、貸付人は、他の貸付人が本契約に基づく義務を履行しないことについて一切責任を負わないものとする。

(4) 貸付人が貸付義務に違反して実行希望日に個別貸付を行わなかった場合､当該貸付人は、かかる貸付義務違反により借入人が被った全ての損害等を、借入人から請求があり次第、直ちに補償する。但し、かかる損害等の借入人に対する補償は、実行希望日に個別貸付が行われなかったために別途借入を行った場合に借入人が支払を要した、あるいは要するであろう利息その他の費用と、実行希望日に個別貸付が行われた場合に借入人が支払を要したであろう利息その他の費用の差額を上限とする。

# 第3条（資金使途）

借入人は、本貸付により調達した金員を[運転資金]として使用する。なお、エージェント及び各貸付人は、借入人による本条の遵守を確認する義務を負わない。

# 第4条（本契約の発効）

本契約は、本契約締結日においてその効力を生じる。

# 第5条（借入の申込）

(1) 借入人が、本契約に基づく本貸付の実行を希望する場合は、実行希望日の●営業日前の●時までに、借入申込書をファクシミリ通信の方法によりエージェントに提出する方法により、全貸付人に対し借入の申込の意思表示を行う。借入人が借入申込書をファクシミリ通信によりエージェントに送信した場合は、借入人は電話によりエージェントが当該借入申込書を受信したことを確認するものとする。

(2) 借入申込書の記載は、以下の要件を全て満たさなければならないものとし、かかる要件を一つでも満たさない借入申込書による借入の申込の意思表示は無効とする。

① 本貸付の金額

借入申込書に記載される本貸付の金額は、[総貸付極度額の●●％／●●円]以上でかつ[●●％／●●円]単位または全貸付人の未使用貸付極度額とし、かつ、各貸付人について、当該本貸付の金額から算出される個別貸付実行金額は、借入申込書記載の実行希望日における当該貸付人の未使用貸付極度額（但し、かかる実行希望日までに満期日が到来する個別貸付が存在するときは、かかる個別貸付に係る借入人の弁済義務が全て履行されるものとして算定するものとし、また、かかる実行希望日以前の日を実行希望日とする他の本貸付に係る借入申込書が既に提出されているときは、かかる本貸付が全て実行されるものとして算定するものとする。）を上回らない額とする。

② 実行希望日

借入申込書に記載される実行希望日は、コミットメント期間中の営業日[【※期越え貸付を認めない場合】（但し、コミットメント期間満了日を除く。）]でなければならない。

③ 基準貸付期間

借入申込書に記載される基準貸付期間は、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月[、4ヶ月、5ヶ月]または6ヶ月のいずれかの期間とする。[【※期越え貸付を認めない場合】借入人は、満期日がコミットメント期間満了日を越える基準貸付期間を指定することができないものとし、本号前段の規定にかかわらず、コミットメント期間満了日の1ヶ月前の応当日翌日（同日を含む。）以降の日を実行希望日としコミットメント期間満了日を満期日とする場合に限り当該実行希望日からコミットメント期間満了日までの1ヶ月未満の期間を基準貸付期間とすることができる。／【※期越え貸付を認める場合で満了日を越える貸付の基準貸付期間に関する特則を規定する場合】借入人は、満期日がコミットメント期間満了日を越える基準貸付期間を指定する場合には、本号前段の要件に加え、コミットメント期間満了日の●ヶ月後の日以前の日が満期日となる基準貸付期間を指定しなければならない。]

④ 満期日

借入申込書に記載される満期日は、借入申込書に記載される基準貸付期間後（但し、基準貸付期間の起算日は実行希望日とする。）の応当日とし、かかる応当日が営業日以外の日に当たるときは、その翌営業日を満期日とする[が、翌営業日が翌月に繰り越すときには、その直前の営業日を満期日とする]。また、実行希望日が月末最終営業日の場合には、基準貸付期間の最後の月の応当日（かかる応当日が営業日以外の日に当たるときは、その翌営業日を満期日とする[が、翌営業日が翌月に繰り越すときには、その直前の営業日を満期日とする]。）または最終営業日のいずれかを満期日として借入人が選択するものとし、実行希望日の応当日が基準貸付期間の最後の月に存在しない場合または基準貸付期間の最後の月の応当日が営業日でない場合には、満期日はその月の最終営業日とする。

(3) 第1項に基づく借入の申込の意思表示は、エージェントが前項の規定に従った借入申込書を第1項の規定に従い受信したときに全貸付人に対する関係で効力を生じるものとする。なお、借入人は、エージェントによる借入申込書の受信後は、いずれの貸付人に対する関係においても、その事由の如何を問わず、第1項に基づく借入の申込を取り消し、または変更することはできないものとする。エージェントが借入人から借入申込書を受信した場合には、エージェントは実行希望日の●営業日前の●時までに、全貸付人に対して借入申込書の写しを送付することにより借入人による借入の申込の事実及びその内容を通知する。[なお、エージェントは、かかる申込に基づき実行された個別貸付未払金の全額について弁済を受けるまで、第1項の規定に従い受信した借入申込書を、全貸付人のために保管する。]

(4) エージェントは、本条の手続に従い受信した借入申込書が、借換新貸付の申込に係るものであった場合、速やかに第7条第1項但書に規定する差引計算を行い、前項に基づき借入申込書の写しを全貸付人に対し送付する際、その結果を全貸付人に書面にて送付する方法により併せて通知する。

# 第6条（貸付実行の前提条件）

貸付人は、コミットメント期間中、次の各号に定める条件が個別貸付実行時点において全て充足されることを条件に（但し、第8条第1項に基づく通知の有無を問わない。）個別貸付を実行する。なお、かかる条件充足の判断は貸付人毎に行い、他の貸付人及びエージェントは、当該貸付人の判断及び個別貸付の不実行について一切の責任を負わない。

① 借入の申込が前条第1項及び第2項の要件を満たしており、かつ、同条第3項に従い効力を生じていること｡

② 当該貸付人の貸付義務が本契約の規定（第9条、第10条及び第32条を含む。）により免除されまたは終了していないこと。

③ 第20条各号記載の事項がいずれも真実かつ正確であること。

④ 借入人が本契約の各条項に違反しておらず、また、実行希望日以降においてかかる違反が生じるおそれのないこと。

⑤ 第10条第6項の規定に基づく協議が行われていないこと。

⑥ 借入人が以下の全ての書類をエージェント[及び全貸付人]に提出し、その内容にエージェント[及び全貸付人]が満足していること。

(a) 本契約に記名捺印する借入人代表者の印鑑証明書（但し、本契約締結日前3ヶ月以内に発行されたもの）

(b) [資格証明書／商業登記簿謄本／現在事項全部証明書／履歴事項全部証明書]（但し、本契約締結日前3ヶ月以内に発行されたもの）

(c) [定款（本契約締結日時点において有効なもの）の原本証明付写し]

(d) [エージェント所定の様式の印鑑または署名の届出]

(e) [本契約を締結し本契約に基づき借入を行うことを承認した借入人の取締役会議事録の原本証明付写し／本契約を締結し本契約に基づき借入を行うことについて必要な全ての社内手続が完了したことを証明する借入人の権限ある役職員の作成した確認書]

# 第7条（貸付の実行）

[(1) 【※実行時シンジケート口座方式の場合】貸付人は、第5条に従って借入の申込を受け、第8条第1項に基づく通知を行わず、かつ、前条各号に定める条件が個別貸付実行時点において全て充足される場合、個別貸付実行金額を実行希望日にシンジケート口座に入金する。シンジケート口座へかかる入金がなされた時点をもって、当該貸付人についてかかる個別貸付の実行がなされたものとする。但し、借換新貸付に係る個別貸付の実行については、貸付人は、実行希望日における借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本額と借換新貸付に係る個別貸付実行金額とを差引計算し、その大小に応じて、次の各号の通り取扱う。

① 借換新貸付に係る個別貸付実行金額が借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本相当額を上回る場合

貸付人は、第5条に従って借入の申込を受け、第8条第1項に基づく通知を行わず、かつ、前条各号に定める条件が個別貸付実行時点において全て充足される場合、借換新貸付に係る個別貸付実行金額と借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本相当額との差額を実行希望日にシンジケート口座へ入金するものとし、かかる入金が実際に行われた時点をもって、個別貸付実行金額全額について借換新貸付に係る個別貸付の実行がなされたものとする。但し、貸付人による個別貸付実行金額と個別貸付未払金の元本相当額との差額のシンジケート口座への入金がなされた場合にも、借換旧貸付に係る利息その他元本以外の金員の支払が支払時限までになされなかったときは、借換新貸付に係る個別貸付の実行はなされなかったものとみなし、借入人は、直ちに、当該実行希望日にシンジケート口座に入金された金額をエージェントに対して返還し、借換旧貸付に係る個別貸付未払金を弁済しなければならない。

② 借換新貸付に係る個別貸付実行金額が借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本相当額と同額かまたはこれを下回る場合

貸付人が、第5条に従って借入の申込を受け、第8条第1項に基づく通知を行わず、かつ、前条各号に定める条件が個別貸付実行時点において全て充足される場合、借換旧貸付の支払時限をもって、個別貸付実行金額全額について借換新貸付に係る個別貸付の実行がなされたものとする。但し、借入人による借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本相当額と個別貸付実行金額の差額及び借換旧貸付に係る利息その他元本以外の金員の支払が支払時限までなされなかったときは、借換新貸付に係る個別貸付の実行はなされなかったものとみなし、借入人は、直ちに、借換旧貸付に係る個別貸付未払金の全額を弁済しなければならない。]

[(1) 【※実行時エージェント口座方式の場合】貸付人は、第5条に従って借入の申込を受け、第8条第1項に基づく通知を行わず、かつ、前条各号に定める条件が個別貸付実行時点において全て充足される場合、個別貸付実行金額を実行希望日の●時までにエージェント口座に入金する。エージェントが当該金員をエージェント口座からシンジケート口座へ入金した時点をもって、当該貸付人についてかかる個別貸付の実行がなされたものとする。但し、借換新貸付に係る個別貸付の実行については、貸付人は、実行希望日における借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本額と借換新貸付に係る個別貸付実行金額とを差引計算し、その大小に応じて、次の各号の通り取扱う。

① 借換新貸付に係る個別貸付実行金額が借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本相当額を上回る場合

貸付人は、第5条に従って借入の申込を受け、第8条第1項に基づく通知を行わず、かつ、前条各号に定める条件が個別貸付実行時点において全て充足される場合、借換新貸付に係る個別貸付実行金額と借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本相当額との差額を実行希望日の●時までにエージェント口座へ入金する。エージェントが当該金員をエージェント口座から引落とした後、シンジケート口座へ入金した時点をもって、個別貸付実行金額全額について借換新貸付に係る個別貸付の実行がなされたものとする。但し、貸付人による個別貸付実行金額と個別貸付未払金の元本相当額の差額のシンジケート口座への入金がなされた場合にも、借換旧貸付に係る利息その他元本以外の金員の支払が支払時限までになされなかったときは、借換新貸付に係る個別貸付の実行はなされなかったものとみなし、借入人は、直ちに、当該実行希望日にシンジケート口座に入金された金額をエージェントに対して返還し、借換旧貸付に係る個別貸付未払金を弁済しなければならない。

② 借換新貸付に係る個別貸付実行金額が借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本相当額と同額かまたはこれを下回る場合

貸付人が、第5条に従って借入の申込を受け、第8条第1項に基づく通知を行わず、かつ、前条各号に定める条件が個別貸付実行時点において全て充足される場合、借換旧貸付の支払時限をもって、個別貸付実行金額全額について借換新貸付に係る個別貸付の実行がなされたものとする。但し、借入人による借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本相当額と個別貸付実行金額の差額及び借換旧貸付に係る利息その他元本以外の金員の支払が支払時限までなされなかったときは、借換新貸付に係る個別貸付の実行はなされなかったものとみなし、借入人は、直ちに、借換旧貸付に係る個別貸付未払金の全額を弁済しなければならない。]

(2) 前項に基づき本貸付が実行された場合、借入人は、直ちにエージェントに本貸付の金額及び個別貸付の明細を記載した領収書を交付する。また、エージェントは、かかる領収書を受領した場合には、速やかにその写しを個別貸付を実行した貸付人に交付する。なお、エージェントは、個別貸付未払金の全額について弁済を受けるまで、当該貸付人のためにかかる領収書の原本を保管する。

[(3) 【※実行時エージェント口座方式の場合】第5条に従って借入の申込を受け、かつ、第8条第1項の通知が行われない場合には、エージェントは、当該貸付人による個別貸付の実行を立替払いにより行うことができる。この場合、当該貸付人は、個別貸付実行金相当額全額を直ちにエージェント口座に入金するものとし、また、エージェントから請求を受け次第、直ちにエージェントに対してかかる立替払いに要した立替コストを支払うものとする。]

# 第8条（貸付の不実行）

(1) 第6条の条件の全部または一部が充足されないことを理由に、個別貸付を実行しないことを決定した貸付人（以下、「不実行貸付人」という。）は、実行希望日の●営業日前の●時までに、その旨を理由を付してエージェント、借入人及び他の全ての貸付人に通知することができる。但し、第6条の条件が全て充足されているにもかかわらず、個別貸付が実行されなかった場合には、不実行貸付人は貸付義務違反による責任を免れることはできない。

(2) 前項に基づき不実行貸付人が実行しないことを決定した個別貸付が、借換新貸付に係る申込に基づく場合には、借入人は、借換旧貸付のうち不実行貸付人が実行した個別貸付未払金を第18条第1項本文の規定に従い支払う。

(3) 不実行貸付人が個別貸付を実行しなかったことにより、当該不実行貸付人またはエージェントに損害等が発生した場合には、借入人がこれを負担する。但し、個別貸付を実行しないことが不実行貸付人の貸付義務違反にあたる場合には、この限りではない。

# 第9条（貸付人の免責）

(1) 貸付人について貸付不能事由が発生した場合、エージェントは、その旨を書面にて直ちに借入人及び全貸付人に通知する。

(2) 前項による通知がなされた後に、多数貸付人（多数貸付人による意思結集が困難な場合はエージェント）がかかる貸付不能事由が解消したと判断した場合には、エージェントは、かかる貸付不能事由が解消した旨を直ちに借入人及び全貸付人に通知する。

(3) 貸付不能期間中は、[貸付不能事由の生じた貸付人／全貸付人]の貸付義務は免除される。

# 第10条（増加費用及び違法性）

(1) 増加費用発生貸付人は、エージェントを通じた書面による借入人に対する通知により、借入人が増加費用を負担するか、または、借入人が増加費用発生貸付人に対する債務を弁済しかつ増加費用発生貸付人の貸付義務を終了させるかのいずれかを選択するよう借入人に対し請求することができる。借入人は、かかる請求の通知に対し、当該通知が借入人に到達した日（同日を含む。以下、「増加費用請求通知到達日」という。）から●営業日以内に、エージェントを通じた書面による増加費用発生貸付人に対する通知により回答する。増加費用請求通知到達日（同日を含む。）から●営業日以内に借入人の回答が増加費用発生貸付人に到達しない場合には、かかる期間の経過をもって、また、増加費用請求通知到達日（同日を含む。）からかかる回答の通知がエージェントに到達する日（同日を含む。）までの期間に第5条に基づく借入の申込がなされた場合には、かかる借入の申込をもって、借入人から増加費用の負担を選択する旨の回答があったものとみなし、借入人はこれに異議なく同意する。

(2) 前項の増加費用発生貸付人による請求に対し、借入人が増加費用の負担を選択する場合（前項に基づき増加費用の負担を選択したとみなされる場合を含む。）には、借入人は、当該費用に相当する金員を、前項に従い増加費用を負担する旨の借入人の回答が行われた日（前項に基づき増加費用の負担を選択したとみなされる場合には、前項の回答期限にあたる日）から●営業日以内に、増加費用発生貸付人に対し、第18条の規定に従い支払う。

(3) 第1項の請求に対し、増加費用発生貸付人に対する債務の弁済及び増加費用発生貸付人の貸付義務の終了を選択する場合には、借入人は、エージェント及び全貸付人に対して、(a)増加費用発生貸付人に対する債務の弁済及び増加費用発生貸付人の貸付義務の終了を希望する旨並びに(b)かかる債務の弁済及び貸付義務の終了を希望する日（以下、「貸付義務終了・債務弁済希望日」という。）を書面にて通知する。貸付義務終了・債務弁済希望日は、借入人によるかかる通知後[10]営業日以上[15]営業日以下の範囲内に属する営業日でなければならない。

(4) 貸付義務終了・債務弁済希望日の翌日以降に満期日の到来する個別貸付が存在する場合には、増加費用発生貸付人は清算金の金額を貸付義務終了・債務弁済希望日の●営業日前までにエージェントに通知するものとする。エージェントはかかる通知を受領後、貸付義務終了・債務弁済希望日の●営業日前までにこれを借入人に通知する。

(5) 第3項第一文に規定する借入人の通知がなされた場合、貸付義務終了・債務弁済希望日をもって、増加費用発生貸付人の貸付義務は消滅する。この場合、借入人は、増加費用を負担しないものとし、本契約に基づき増加費用発生貸付人に対して負担する全ての債務を、増加費用発生貸付人に対し、貸付義務終了・債務弁済希望日に、第18条の規定に従い支払う。なお、借入人は、増加費用発生貸付人に対し、本項に従い個別貸付の元本を支払うのと同時に、当該元本に係る経過利息及び増加費用発生貸付人が通知する清算金を支払うものとする。

(6) 本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引が、いずれかの貸付人を拘束する法令等に反することとなった場合、当該貸付人はエージェントを通じて借入人及びその他の全貸付人と協議を行い、その対応を決定する。この場合、借入人及びその他の全貸付人は、当該貸付人の貸付義務が終了し当該貸付人に対して借入人が負担する全ての債務を支払うことについて、合理的な理由なくこれを拒むことはできない。

# 第11条（元本弁済）

借入人は、貸付人に対して、本貸付の元本を、その満期日に一括して第18条の規定に従い支払う。

# 第12条（利息）

(1) 借入人は、貸付人に対して、貸付人毎の個別貸付の元本金額に、適用利率及び貸付期間の実日数を乗じて算出した利息の合計額を、満期日に、第18条の規定に従い支払う。

(2) 前項の利息の算出方法は、[両端／後落しによる片端]及び1年を[365／360]日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。

# 第13条（期限前弁済）

(1) 借入人は、満期日前に本貸付の元本の全部または一部を弁済（以下、「期限前弁済」という。）することはできない。但し、第10条の規定に基づく場合、または次項以下の手続に従って、借入人が期限前弁済を希望する旨を通知した本貸付を実行した全ての貸付人（以下、「被期限前弁済貸付人」という。）及びエージェントから書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 期限前弁済を希望する場合には、借入人は、期限前弁済を希望する日（以下、「期限前弁済希望日」という。）の●営業日前までに、エージェントに対して、(a)期限前弁済を希望する本貸付の実行日、満期日及び元本金額、(b)期限前弁済を希望する元本金額（当該本貸付の元本残高の全額または●●億円以上●●億円単位）、(c)期限前弁済を希望する元本金額に関し、期限前弁済希望日（同日を含む。）までに発生する利息（以下、「経過利息」という。）全額について同日支払う旨、並びに(d)期限前弁済希望日を書面にて通知する。エージェントは、借入人から通知を受けた後、期限前弁済希望日の●営業日前までに、本項(a)ないし(d)の内容を当該被期限前弁済貸付人に通知し、被期限前弁済貸付人は期限前弁済希望日の●営業日前までに、エージェントに対し、かかる期限前弁済の諾否を通知する。なお、いずれかの被期限前弁済貸付人からエージェントに対し期限前弁済希望日の●営業日前までにかかる通知が到達しないときは、当該被期限前弁済貸付人はかかる期限前弁済を承諾しなかったものとみなす。エージェントは、期限前弁済希望日の●営業日前までに、期限前弁済の可否を判定し、これを借入人及び被期限前弁済貸付人に通知する。

(3) 前項に従い期限前弁済が承諾された場合には、被期限前弁済貸付人は清算金の金額を期限前弁済希望日の●営業日前までにエージェントに通知するものとする。エージェントはかかる通知を受領後、期限前弁済希望日の●営業日前までにこれを借入人に通知する。借入人は、期限前弁済される本貸付の元本並びに経過利息及び清算金の合計金額を、期限前弁済希望日に、第18条の規定に従い支払う。

# 第14条（遅延損害金）

(1) 借入人は、貸付人またはエージェントに対する本契約上の債務の履行を遅滞した場合には、かかる履行を遅滞した債務（以下、「履行遅滞債務」という。）を履行すべき日[の翌日]（同日を含む。）から履行遅滞債務の全てを履行した日（同日を含む。）までの期間につき、履行遅滞債務の金額に、[履行遅滞債務の債権者の合理的な調達コスト（当該債権者が合理的に決定した利率による。）に年率●●％を加算した割合または]年率[14]％の割合[のいずれか高い方（但し、法令等に反しない限りとする。）]を乗じて算出した遅延損害金を、エージェントから請求を受け次第、直ちに、第18条の規定に従い支払う。

(2) 前項の遅延損害金の算出方法は、[両端／後落しによる片端]及び1年を[365／360]日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。

# 第15条（コミットメントフィー）

(1) 借入人は、貸付人に対して、各コミットメントフィー計算期間毎に、当該コミットメントフィー計算期間における当該貸付人に係る日々の未使用貸付極度額（個別貸付に係る実行もしくは弁済または第29条第2項に従った貸付極度額の変更がなされた日についてはかかる実行もしくは弁済または変更後の未使用貸付極度額とする。以下、本条において同じ。）の合計額にコミットメントフィー料率を乗じ、[365／360]で除して算出した金額（但し、法令等に反しない限りとする。）を、コミットメントフィーとして、当該コミットメントフィー計算期間終了日から●営業日以内に第18条の規定に従い支払う。なお、貸付人は、第2項ないし第4項の場合を除き、受領したコミットメントフィーの返還を要しない。また、エージェントによるコミットメントフィーの計算は、明白な誤りのない限り、確定的であり拘束力を有するものとし、全貸付人及び借入人はかかる計算に対し異議を述べない。

(2) 前項の規定にかかわらず、貸付人に貸付義務の不履行があった場合、借入人は、かかる貸付義務の不履行をなした貸付人（以下、「不履行貸付人」という。）に対し、不履行期間中の日々の未使用貸付極度額の合計額にコミットメントフィー料率を乗じ、[365／360]で除して算出した金額（1円未満は切り捨てる。）については支払うことを要しない。不履行貸付人が当該金員相当額を既に受領している場合には、不履行貸付人は、不履行期間終了後、直ちに直接シンジケート口座に入金する方法により借入人にこれを返還する。なお、本項において「不履行期間」とは、不履行発生日（同日を含む。）から不履行解消日前日（同日を含む。）までの期間をいい、不履行解消日は、以下の各号の通りとする。

① 不履行貸付人が、エージェントを通じて借入人に対し、貸付義務の不履行があった借入の申込に基づく個別貸付を後日実行する旨の申出を行い、借入人がこれを応諾し、個別貸付が実行された場合には、かかる個別貸付が実行された日とする。

② 前号の申出が行われたにもかかわらず、借入人がこれを拒絶した場合には、かかる申出が拒絶された日とする。なお、前号の申出後、●営業日以内に、借入人からの諾否の通知をエージェントが受領しないときは、借入人により、かかる申出は拒絶されたものとみなす。

③ 前二号以外の場合には、借入人、不履行貸付人及びエージェントによる協議により決定した日とする。

(3) 第1項の規定にかかわらず、貸付不能事由が発生した場合、借入人は、[貸付不能事由の生じた貸付人／全貸付人]に対し、貸付不能期間中の日々の未使用貸付極度額の合計額にコミットメントフィー料率を乗じ、[365／360]で除して算出した金額（1円未満は切り捨てる。）については支払うことを要しない。貸付人が当該金員相当額を既に受領している場合には、当該貸付人は、貸付不能期間終了後、直ちに直接シンジケート口座に入金する方法により借入人にこれを返還する。

(4) 第1項の規定にかかわらず、第10条第5項の規定により、増加費用発生貸付人の貸付義務が終了した場合、借入人は当該増加費用発生貸付人に対し、増加費用発生貸付人の貸付義務が終了した日の翌日（同日を含む。）からコミットメント期間満了日（同日を含む。）までの期間中の当該増加費用発生貸付人の日々の未使用貸付極度額の合計額にコミットメントフィー料率を乗じ、[365／360]で除して算出した金額（1円未満は切り捨てる。）については支払うことを要しない。増加費用発生貸付人が、当該金員相当額を既に受領している場合には、増加費用発生貸付人は、本契約上の全債務完済日後、直ちに借入人にこれを返還する。

(5) 第1項に基づくコミットメントフィーの算出方法は、両端及び1年を[365／360]日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。

# 第16条（エージェントフィー）

借入人は、エージェントが本契約に定めるエージェント業務を行うことの対価として、借入人とエージェントが別途合意するところによりエージェントフィーを支払わなければならない。

# 第17条（諸経費及び公租公課等）

(1) 本契約及びこれに関連する書類の作成及びその変更、修正に関して発生する全ての費用（弁護士費用を含む。）並びに貸付人及びエージェントが本契約に基づき権利の確保及び実行または義務の履行を行うに際して発生する全ての費用（弁護士費用を含む。）は、法令等に反しない限り全て借入人の負担とし、貸付人またはエージェントがこれを借入人に代わって負担した場合には、借入人は、エージェントから請求を受け次第、直ちに、第18条の規定に従い支払う。

(2) 本契約書及びこれに関連する書類の作成、変更、執行等に関して発生する印紙税その他これに類する公租公課等は、全て借入人の負担とし、貸付人またはエージェントがこれを借入人に代わって負担した場合には、借入人は、エージェントから請求を受け次第、直ちに、これを第18条の規定に従い支払う。

# 第18条（借入人の債務の履行）

[(1) 【※返済時シンジケート口座方式の場合】借入人は、本契約上の債務を弁済するために、本契約上に弁済期日の定めのあるものは支払時限までに、本契約上に弁済期日の定めのないものはエージェントから請求を受け次第直ちに、シンジケート口座へ入金するものとする。かかる場合、エージェントによるシンジケート口座からの引落しの時点をもって、借入人のエージェントまたは貸付人に対する債務の履行があったものとみなす。エージェントは、かかる引落し行為を、弁済期日の定めのあるものについては弁済期日中に、弁済期日の定めのないものについては、入金日の翌営業日中に行うものとし、かつ、それ以上のいかなる義務も負担しないものとする。[借入人は、エージェントに対して、本項に従いシンジケート口座から金員を引落とす権限を付与するものとし、かかる委任を解約する権利を放棄する（かかる口座引落しには借入人が[小切手／払戻請求書]を交付することを要しない。）。]但し、第5条第4項の申込に基づき第7条第1項但書第1号に従い借換新貸付が実行される場合には、借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本に係る支払時限は、第7条第1項但書第1号に基づき借換新貸付が実行されたとみなされる時点まで猶予されると共に、第7条第1項但書第1号によりかかる借換新貸付が実行されたとみなされる時点をもって、借換旧貸付に係る個別貸付の元本債務の履行があったものとみなす。また、第5条第4項の申込に基づき第7条第1項但書第2号に従い借換新貸付が実行される場合には、借換新貸付の個別貸付実行金額に相当する借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本金額については、第7条第1項但書第2号により借換新貸付が実行されたとされる時点をもって、その元本債務の履行があったものとみなす。]

[(1) 【※返済時エージェント口座方式の場合】借入人は、本契約上の債務を弁済するために、本契約上に弁済期日の定めのあるものは支払時限までに、本契約上に弁済期日の定めのないものはエージェントから請求を受け次第直ちに、エージェント口座へ入金するものとする。かかる場合、エージェント口座に入金した時点をもって、借入人のエージェントまたは貸付人に対する債務の履行があったものとみなす。但し、第5条第4項の申込に基づき第7条第1項但書第1号に従い借換新貸付が実行される場合には、借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本に係る支払時限は、第7条第1項但書第1号に基づき借換新貸付が実行されたとみなされる時点まで猶予されると共に、第7条第1項但書第1号によりかかる借換新貸付が実行されたとみなされる時点をもって、借換旧貸付に係る個別貸付の元本債務の履行があったものとみなし、また、第5条第4項の申込に基づき第7条第1項但書第2号に従い借換新貸付が実行される場合には、借換新貸付の個別貸付実行金額に相当する借換旧貸付に係る個別貸付未払金の元本金額については、第7条第1項但書第2号により借換新貸付が実行されたとされる時点をもって、その元本債務の履行があったものとみなす。]

(2) 本契約に別段の定めがある場合を除き、前項に反して、借入人が本契約上の債務についてエージェント以外の貸付人に直接支払ったとしても、かかる支払は本契約上の債務の履行とは認めない。この場合、支払を受けた貸付人は、受領した金員を直ちにエージェントに支払い、エージェントによる当該金員の受領をもって、当該金員についての債務の履行があったものとみなす。[また、借入人は、エージェント及び全貸付人が書面により事前に承諾しない限り、代物弁済により本契約上の債務の履行をなすことはできない。]

(3) 本条に基づく借入人による支払は、以下の順序で充当される。但し、借入人が第22条に基づき期限の利益を喪失した場合には、第19条第4項の規定に従うものとする。また、第5条第4項の申込に基づき借換新貸付が実行される場合には、借換旧貸付に係る個別貸付の元本債務については第1項但書の規定が優先的に適用されるものとする。

① 本契約上借入人が負担すべきものとされる費用等のうち、エージェントが借入人に代わって負担しているもの及びエージェントフィー並びにこれらの遅延損害金

② 本契約上借入人が負担すべきものとされる費用等のうち、第三者に支払うべきもの

③ 本契約上借入人が負担すべきものとされる費用等のうち、貸付人が借入人に代わって負担しているもの及びこれらの遅延損害金

④ 遅延損害金（第1号及び前号に規定される遅延損害金を除く。）及び清算金

⑤ コミットメントフィー

⑥ 本貸付の利息

⑦ 本貸付の元本

(4) 前項の充当に際し、充当額がいずれかの号目の金額に満たない場合、最初に満たなくなった号目（以下、「不足号目」という。）については、先順位までの号目に充当した後の残余額を、かかる不足号目に関して借入人が負担する弁済期日の到来した個々の支払債務毎の金額の割合に応じて按分し、充当するものとする。

(5) 借入人は、本契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはならない。借入人が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、借入人は、貸付人またはエージェントが公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとする。かかる場合、借入人は、源泉徴収に係る日本の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より[30日]以内に当該貸付人またはエージェントに宛てて直接送付する。

# 第19条（貸付人への分配）

(1) エージェントは、前条に基づき[【※返済時シンジケート口座方式の場合】シンジケート口座から引落とした／【※返済時エージェント口座方式の場合】借入人から支払を受けた]金額から、前条第3項第1号及び第2号に相当する金額を差引いた後、なお残余がある場合には、本条の規定に従いかかる残余を直ちに貸付人に分配する。但し、当該金員が、第8条2項または第10条第2項もしくは第5項に基づき[【※返済時シンジケート口座方式の場合】シンジケート口座から引落とした／【※返済時エージェント口座方式の場合】借入人から支払を受けた]ものである場合には、本条の規定にかかわらず、エージェントは、当該金員を、第8条第2項による場合は不実行貸付人に、第10条第2項または第5項による場合は増加費用発生貸付人に、それぞれ速やかに分配するものとする。[【※返済時シンジケート口座方式の場合】なお、エージェントは、シンジケート口座からの引落し前にシンジケート口座に係る預金債権につき仮差押え､保全差押え、または差押えの命令の送達を受けた場合、前条に基づくシンジケート口座からの引落し及び本条に基づく分配を行う義務を負わないものとする。エージェントがかかる送達を受けたにもかかわらず本条に基づく分配を行った場合には、エージェントに故意または重過失なき限り、かかる分配を受けた貸付人は、エージェントから請求を受け次第、直ちに当該分配金をエージェントに返還するものとする。貸付人よりかかる分配金の返還がなされ、エージェントが当該金銭をシンジケート口座へ返還した場合、借入人が当該金銭を弁済する債務は、当該金銭のシンジケート口座からの引落し時にさかのぼって履行されなかったものとする。]

(2) 本条に基づくエージェントによる貸付人への分配に先立ち、(a)貸付債権に係る仮差押え、保全差押え、もしくは差押えの命令が借入人へ送達された場合、または(b)貸付債権に係る譲渡が行われた場合、借入人、エージェント及び貸付人間における権利義務関係等は、以下の規定に従うものとする。

(a)　①　エージェントが、第21条第7項に基づき貸付債権につき仮差押え、保全差押え、または差押えの命令の送達を受けたことについての通知を借入人から受領する前に、本条に基づく貸付人への分配を完了した場合

この場合、エージェントによるかかる[【※返済時シンジケート口座方式の場合】分配行為及びこれに先立つシンジケート口座からの引落し／【※返済時エージェント口座方式の場合】分配行為]により、仮差押権者、保全差押権者、差押権者、借入人、貸付人またはその他の第三者に損害等が発生した場合も、エージェントはこれらに関する責任を一切負担せず、借入人が自らの費用と責任で処理するものとする。エージェントがかかる[【※返済時シンジケート口座方式の場合】引落し及び分配行為／【※返済時エージェント口座方式の場合】分配行為]に起因して損害等を被った場合には、借入人が補償するものとする。

1. エージェントが、[【※返済時シンジケート口座方式の場合】前条に基づくシンジケート口座からの引落し／【※返済時エージェント口座方式の場合】借入人によるエージェント口座への入金]以降本条に基づく貸付人への分配を完了する前に、かかる分配に係る貸付債権につき第21条第7項に基づき仮差押え、保全差押え、または差押えの命令の送達を受けたことについての通知を借入人から受領した場合

この場合、(i)エージェントは、かかる通知に係る金員については、本条に基づく分配を留保することができ、その他エージェントが合理的と認める方法に従い対応することができるものとする。また、(ii)エージェントは、かかる通知に係る金員以外の[【※返済時シンジケート口座方式の場合】シンジケート口座から引落とした／【※返済時エージェント口座方式の場合】借入人から支払を受けた]金員を、かかる通知に係る貸付人を除く全貸付人に対して分配するものとする。本号(i)に基づくエージェントの対応または本号(ii)に基づくエージェントによる[【※返済時シンジケート口座方式の場合】分配行為及びこれに先立つシンジケート口座からの引落し／【※返済時エージェント口座方式の場合】分配行為]により、仮差押権者、保全差押権者、差押権者、借入人、貸付人またはその他の第三者に損害等が発生した場合も、エージェントはこれらに関する責任を一切負担せず、借入人が自らの費用と責任で処理するものとする。エージェントがかかる対応または[【※返済時シンジケート口座方式の場合】引落し及び分配行為／【※返済時エージェント口座方式の場合】分配行為]に起因して損害等を被った場合には、借入人が補償するものとする。

[③ 【※返済時シンジケート口座方式の場合】エージェントが、前条に基づくシンジケート口座からの引落しより前に、第21条第7項に基づき仮差押え、保全差押え、または差押えの命令の送達を受けたことについての通知を借入人から受領した場合

この場合、(i)エージェントは、かかる通知に係る金員については、前条に基づくシンジケート口座からの引落しを行ってはならないものとする。但し、かかる通知にかかわらず、エージェントが引落しを行う前営業日までに、第21条第7項に基づき仮差押え、保全差押え、または差押えの命令の送達を受けたことについての通知を借入人から受領していない場合、エージェントは、その選択により、シンジケート口座からの引落し及び分配を行うことも、または、かかる通知に係る金員について本条に基づく分配を留保することもでき、その他エージェントが合理的と認める方法に従い対応することができるものとする。また、(ii)エージェントは、かかる通知に係る金員以外のシンジケート口座から引落とした金員を、かかる通知に係る貸付人を除く全貸付人に対して分配するものとする。本号(i)但書に基づくエージェントによる分配行為及びこれに先立つシンジケート口座からの引落しにより、仮差押権者、保全差押権者、差押権者、借入人、貸付人またはその他の第三者に損害等が発生した場合も、エージェントはこれらに関する責任を一切負担せず、借入人が自らの費用と責任で処理するものとする。エージェントがかかる引落し及び分配行為に起因して損害等を被った場合には、借入人が補償するものとする。]

[③ 【※返済時エージェント口座方式の場合】エージェントが、借入人によるエージェント口座への入金より前に、第21条第7項に基づき仮差押え、保全差押え、または差押えの命令の送達を受けたことについての通知を借入人から受領した場合

この場合、(i)エージェントは、かかる通知に係る金員については、貸付人への分配を行ってはならないものとする。但し、かかる通知にかかわらず、エージェント口座への入金が行われる前営業日までに、第21条第7項に基づき仮差押え、保全差押え、または差押えの命令の送達を受けたことについての通知を借入人から受領していない場合、エージェントは、その選択により、貸付人への分配を行うことも、または、かかる通知に係る金員について本条に基づく分配を留保することもでき、その他エージェントが合理的と認める方法に従い対応することができるものとする。また、(ii)エージェントは、かかる通知に係る金員以外のエージェント口座に入金が行われた金員を、かかる通知に係る貸付人を除く全貸付人に対して分配するものとする。本号(i)但書に基づくエージェントによる分配行為により、仮差押権者、保全差押権者、差押権者、借入人、貸付人またはその他の第三者に損害等が発生した場合も、エージェントはこれらに関する責任を一切負担せず、借入人が自らの費用と責任で処理するものとする。エージェントがかかる分配行為に起因して損害等を被った場合には、借入人が補償するものとする。]

(b) 譲渡人及び譲受人が連名で、[または借入人が単独で、]貸付債権に係る譲渡の事実を、第30条第2項に従って、エージェントに対して通知した場合

この場合、エージェントは、かかる通知[のいずれか一方]を受領後、直ちに当該譲受人をかかる貸付債権に係る債権者として取り扱うために必要な一切の事務手続を開始するものとし、エージェントは、かかる事務手続が完了した旨を借入人、譲渡人及び譲受人に対して自ら通知するまで、従前の貸付人を有効な貸付人として取扱えば免責されるものとする。エージェントによるかかる取扱いにより、譲受人またはその他の第三者に損害等が発生した場合も、エージェントはこれらに関する責任を一切負担せず、借入人及びかかる貸付債権に係る譲渡人が、自らの費用と責任で処理するものとする。エージェントが本号に起因して損害等を被った場合には、借入人及びかかる貸付債権に係る譲渡人が連帯して補償するものとする。

(3) エージェントが貸付人に対して行う分配は、前条第3項第3号ないし第7号の順に行う。分配すべき金額に不足号目が発生した場合における、かかる不足号目の充当及び分配については、前条第4項の規定に従う。

(4) 前条第3項、前条第4項及び前項の規定にかかわらず、借入人が第22条に基づき期限の利益を喪失した場合には、エージェントは、借入人から支払を受けた金額から前条第3項第1号及び第2号を差引いた後の残余を、当該期限の利益を喪失した時点における本契約上借入人が貸付人に対して負担する債務の金額の割合[（但し、分配時点までに、借入人が本契約に基づき各貸付人に対して負担する債務の金額の割合に変更が生じた場合には、エージェントが合理的に調整した割合とする。）]に応じて按分した金額を分配し、当該分配を行う限り、エージェントは何らの責任を負わないものとする。この場合の充当は[貸付人／エージェント]が適当と認める順序及び方法による。

(5) 借入人による前条第1項に規定する入金が支払時限より遅延した場合には、エージェントは同日中に第1項に定める分配を行う義務を負わない。この場合、エージェントは、借入人より入金を受けた[後／日の翌営業日の●時までに引落し後]、直ちにかかる分配を行うものとし、これにより貸付人またはエージェントに損害等が発生した場合には、借入人がこれを負担する。

(6) エージェントの請求があり、かつ、かかる請求が合理的な理由に基づく場合には、かかる請求を受けた貸付人は、自らが借入人に対して有する本契約上の債権の金額（内訳を含む。）を直ちに通知する。この場合、第1項に定める分配を行う義務は、かかる通知の全てがエージェントに到達した時点でエージェントに発生する。かかる通知が合理的な理由なく遅延したことにより、貸付人またはエージェントに損害等が発生した場合には、かかる通知を怠った貸付人がこれを負担する。

[(7) エージェントは、貸付人に対する分配を立替払いにより行うことができる。当該立替払いは、借入人の債務の履行ではなく、立替払いが行われた場合において、借入人が支払時限までに当該立替払いに係る債務を履行しない場合には、本項に基づいて立替払いにより分配を受けた貸付人は、かかる立替払いを受けた金額を、エージェントから返還請求を受け次第直ちにエージェントに返還する。また、貸付人は、エージェントより請求があり次第、直ちにエージェントにかかる立替払いに要した立替コストを立替払いを受けた金額に応じて支払うものとする。貸付人がエージェントに対して当該立替コストを支払った場合には、借入人は、当該貸付人に対して、当該立替コストを補償する。]

# 第20条（借入人による表明及び保証）

借入人は、貸付人及びエージェントに対し、本契約の締結日及び個別貸付の実行時点毎において（但し、次の各号において特に時点が特定されている場合には当該時点において）、次の各号に記載された事項が真実に相違ないことを表明及び保証する。

① 借入人は、日本法に準拠して適法に設立され、かつ、現在有効に存続する株式会社[であって、かつ、本契約の締結日において、特定融資枠契約に関する法律（平成11年法律第4号、その後の改正を含む。）第2条第1項各号に掲げる者に該当する者]であること。

② 借入人による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、借入人の会社の目的の範囲内の行為であり、借入人はこれらについて法令等及び借入人の定款その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了していること。

③ 借入人による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、(a)借入人を拘束する法令等に反することはなく、(b)借入人の定款その他の社内規則に反することはなく、また、(c)借入人を当事者とする、または借入人もしくはその財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。

④ 借入人を代表して本契約に署名または記名捺印する者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、借入人を代表して本契約に署名または記名捺印する権限を付与されていること。

⑤ 本契約は、借入人に対して適法で有効な拘束力を有し、その各条項に従い執行可能なものであること。

⑥ 借入人が作成する報告書等は、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして正確で、かつ、適法に作成されており、法令等により当該報告書等について監査を受ける義務がある場合については、必要な監査を受けていること。

⑦ 平成●年●月決算終了以降、当該決算期に係る借入人が作成した報告書等（法令等により当該報告書等について監査を受ける義務がある場合及びその他監査を行った場合には、監査済の報告書等）に示された借入人の事業、財産または財政状態を低下させ、借入人の本契約に基づく義務の履行に重大な影響を与える可能性がある重要な変更は発生していないこと。

⑧ 借入人に関して、本契約上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす、または及ぼす可能性のあるいかなる訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争も開始されておらず、開始されるおそれのないこと。

⑨ 第22条第1項各号または第2項各号に規定する事由が発生しておらず、または発生するおそれのないこと。

⑩ 借入人は、以下のいずれにも該当しないこと。

(i) 暴力団員等

(a) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

(b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(c) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者をいう。以下同じ。）

(e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）

(f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)ないし(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）

(i) その他上記(a)ないし(h)に準ずる者

(ii) その他の関係者

(a) 上記(i)(a)ないし(i)に該当する者（以下、「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者

(b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

(c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

(d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

(e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

# 第21条（借入人の確約）

(1) 借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ、借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号について自らの費用で行うことを確約する。

① 第22条第1項各号または第2項各号に規定する事由が発生した場合、または発生するおそれがある場合には、直ちにその旨をエージェント及び全貸付人に報告すること。

② 報告書等を作成した場合は作成後速やかに（但し、借入人が金融商品取引法第24条第1項に基づき有価証券報告書の提出義務を負う場合には、報告書等を所管財務局長に提出した時点で速やかに）、報告書等の写し[及び第5項に規定された事項の遵守状況を確認することができる書面]をエージェント及び全貸付人に提出すること（借入人が、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（金融商品取引法第27条の30の2に規定された開示用電子情報処理組織）（EDINET）により報告書等の電子開示を行った場合には、当該開示を行った[旨をエージェント及び全貸付人に通知した]時点をもってかかる写しの提出がなされたものとみなされる[が、エージェントまたはいずれかの貸付人が報告書等の写しの提出を請求した場合には、借入人は当該エージェントまたは貸付人に報告書等の写しを提出するものとする]。）。報告書等を、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして正確で、かつ、適法に作成し、法令等により当該報告書等について監査を受ける義務がある場合については、必要な監査を受けること。

③ エージェントまたはエージェントを通じて貸付人が請求した場合は、借入人並びにその子会社及び関連会社の財産、経営または業況について直ちにエージェント及び全貸付人に報告し、また、それらについての調査に必要な便益を提供すること。

④ 借入人並びにその子会社及び関連会社の財産、経営もしくは業況について重大な変化が発生した場合、または時間の経過によりかかる変化が発生するおそれがある場合、借入人に関して本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、もしくは及ぼす可能性のある訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争が開始された場合、または開始されるおそれがある場合は、直ちにその旨をエージェント及び全貸付人に報告すること。

[⑤ [*格付機関名*]の短期または長期債務格付に変化が発生した場合は（新規に格付が付与された場合または格付が取下げられた場合を含む。）、その旨をエージェント及び全貸付人に報告すること。]

⑥ 前条各号の一つでも真実でないことが判明した場合には、直ちにその旨をエージェント及び全貸付人に報告すること。

(2) 借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ、貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行が完了するまで、[全／多数]貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、本契約に基づく債務を除く借入人または第三者の負担する債務のために担保提供を行わない。但し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、借入人がエージェントに対し担保提供を行う旨を事前に書面により通知する場合はこの限りではない。なお、本条において「担保提供」とは、借入人の資産に担保権を設定すること、または借入人の資産について担保権設定の予約をすることをいい、先取特権及び留置権その他法令等に基づき当然に成立するものは除外される。

① 資産取得を目的とする借入金（その借換に係る借入金を含む。）につきかかる取得資産を担保提供する場合｡

② 担保権が設定された資産を新たに取得する場合（合併、会社分割または事業譲渡に伴い既に担保権が設定された資産を取得する場合を含む。）。

③ [*その他担保制限条項の例外*]。

(3) 借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ、借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、一部の貸付人のために本契約上の債務を被担保債務の全部または一部とする担保提供を行わない。但し、全貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾した場合はこの限りではない。

(4) 借入人は、本契約締結日以降、コミットメント期間が終了し、かつ、借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

① 主たる事業を営むのに必要な許可等を維持し、全ての法令等を遵守して事業を継続すること。

② 主たる事業内容を変更しないこと。

③ 法令等による場合を除き、本契約に基づく一切の債務の支払について他の無担保債務（担保付貸付のうち、担保の換価処分後も回収不足となる債務を含む。）の支払に劣後させることなく、少なくとも同順位に取り扱うこと。

④ [エージェント及び[全／多数]貸付人の承諾がない限り、組織変更（会社法第2条第26号で定義された意味を有する。）、合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転、その事業もしくは資産の全部もしくは一部の第三者への譲渡（セールアンドリースバックのための譲渡を含む。）、資本金の額の減少または第三者の重要な事業もしくは資産の全部もしくは一部の譲受のいずれも行わないこと。]

⑤ 暴力団員等または前条第10号(ii)(a)ないし(e)のいずれかに該当する者とならないこと。

⑥ 自らまたは第三者を利用して以下の(a)ないし(e)のいずれかに該当する行為を行わないこと。

(a) 暴力的な要求行為

(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貸付人もしくはエージェントの信用を毀損し、または貸付人もしくはエージェントの業務を妨害する行為

(e) その他上記(a)ないし(d)に準ずる行為

[(5) 借入人は各年度の決算期及び中間期の末日における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を●●円以上に維持することを確約する。]

[(6) [*格付機関名*]の長期債務格付が、●●以上を維持することを確約する。]

(7) 借入人は、貸付債権について、仮差押え、保全差押え、または差押えの命令の送達を受けたときは、直ちにエージェントを通じて全貸付人に対し、かかる命令の写しと共にその旨を書面により通知しなければならない。

# 第22条（期限の利益喪失事由）

(1) 借入人について次の各号に定める事由が一つでも発生した場合には、貸付人またはエージェントからの通知催告等がなくとも、借入人は全貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務について当然に期限の利益を失い、直ちに本貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき借入人が支払義務を負担する全ての金員を第18条の規定に従い支払い、かつ、全貸付人の貸付義務は消滅する。

① 支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき。

1. 解散の決議を行いまたは解散命令を受けたとき（合併に伴って解散する場合を除く。）。

③ 事業を廃止したとき。

④ 手形交換所の取引停止処分または株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分もしくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。

⑤ 貸付人に対して借入人が有する預金債権その他の債権について仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令もしくは通知（日本国外における同様の手続を含む。）が発送されたとき、または保全差押えもしくは差押えの命令に係る送達を命じる処分が行われたとき。

(2) 借入人について次の各号に定める事由が一つでも発生した場合には、多数貸付人の請求に基づくエージェントの借入人に対する通知により、借入人は全貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちに本貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき借入人が支払義務を負担する全ての金員を第18条の規定に従い支払い、かつ、全貸付人の貸付義務は消滅する。

① 本契約上の債務か否かにかかわらず、借入人が貸付人またはエージェントに対する債務の全部または一部の履行を遅滞したとき。

② 第20条各号の一つでも真実でないことが判明したとき。

③ 前二号を除き、借入人の本契約上の義務違反が発生したとき。但し、かかる義務違反が解消可能なものである場合（前条第4項第5号または第6号の違反の場合を含まない。）には、かかる違反がその違反の日から●営業日以上にわたって解消しないときに限る。

④ 借入人が貸付人に差し入れている担保の目的物について差押え[、仮差押え、保全差押えまたは仮処分の命令もしくは通知（日本国外における同様の手続を含む。）が発送されたとき]または競売手続の開始があったとき。

⑤ 特定調停の申立があったとき。

⑥ 借入人が発行する社債について期限の利益を喪失したとき。

⑦ 借入人が本契約に基づく債務以外の債務の全部もしくは一部[の履行を遅滞したときもしくはこれらの債務]について期限の利益を喪失したとき、または第三者が負担する債務に対して借入人が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき[（但し、当該期限の利益を喪失した金額及び履行ができない金額の合計額が●億円を超えるときに限る。）]。

⑧ 事業を停止し、事業の停止・廃止を決定し、または所轄政府機関等から業務停止等の処分を受けたとき。

[⑨ 借入人が第一回目の不渡りを出し、または借入人に対する電子記録債権につき株式会社全銀電子債権ネットワークによる支払不能の登録が行われもしくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置が行われたとき。]

⑩ 前各号を除き、借入人の事業もしくは財産の状態が悪化し、または悪化するおそれがあり、債権保全のために必要が認められるとき。

(3) 借入人の責により前項の通知が遅延した場合、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時点で借入人は本契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちに本貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき借入人が支払義務を負担する全ての金員を第18条の規定に従い支払い、かつ、全貸付人の貸付義務は消滅する。

(4) 貸付人は、借入人について第1項第1号ないし第4号または第2項各号に規定する事由が発生したことを知ったときは、直ちにその旨をエージェントに通知し、エージェントはかかる事由の発生を他の全ての貸付人に通知する。第1項第5号に定める事由が発生した場合において、当該事由に係る債権の債務者たる貸付人が当該事由が発生したことを知ったときは、当該貸付人は、当該事由の発生を借入人、他の全ての貸付人及びエージェントに通知する。

# 第23条（相殺、許容担保権の実行及び任意売却）

(1) 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、借入人がエージェントまたは貸付人に対して債務を履行しなければならない場合には、当該エージェントまたは貸付人は、(a)第18条第2項の規定にかかわらず、借入人に対する本契約上の債権と、当該エージェントまたは貸付人の借入人に対する預金債務、保険契約に基づく債務、その他の債務とを、かかる債務の期限の如何にかかわらず、相殺することができ、また、(b)事前の通知及び所定の手続を省略して、借入人に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができる。かかる相殺または弁済充当を行う場合の債権債務の利息、清算金、遅延損害金等の計算についてはその計算実行の日に債権債務が消滅するものとして計算し、利率または料率は当該利率または料率を定めた契約の定めに従うものとし、外国為替相場については、当該エージェントまたは貸付人が合理的に決定した計算実行時の相場を適用する。なお、かかる相殺または弁済充当を行っても、借入人の債務全額を消滅させるに足りないときは、当該エージェントまたは貸付人が適当と認める順序及び方法により充当することができ、借入人はその充当に対し異議を述べない。

(2) 借入人は、エージェントまたは貸付人が本契約に基づき借入人に対して有する債権の弁済期日が到来し、かつ、借入人がエージェントまたは貸付人に対して有する預金債権、保険契約に基づく債権、その他の債権のうち期限の到来したものについて債権保全上必要がある場合に限り、第18条第2項の規定にかかわらず、かかる債権と当該エージェントまたは貸付人に対する本契約上の債務とを相殺することができる。この場合、借入人は書面にて相殺通知を行い、相殺した預金債権、保険契約に基づく債権、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して速やかに当該エージェントまたは貸付人に提出するものとする。かかる相殺を行う場合の債権債務の利息、遅延損害金等の計算についてはその相殺通知の到達の日に債権債務が消滅するものとして計算し、利率または料率は当該利率または料率を定めた契約の定めに従うものとし、外国為替相場については、当該エージェントまたは貸付人が合理的に決定した計算実行時の相場を適用する。なお、相殺を行っても借入人の債務全額を消滅させるに足りないときは、借入人が適当と認める順序方法により充当することができる。但し、借入人がかかる順序及び方法を指定しなかった場合、当該エージェントまたは貸付人が適当と認める順序及び方法により充当することができ、借入人はかかる充当に対して異議を述べない。

(3) 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、借入人がエージェントまたは貸付人に対して債務を履行しなければならない場合には、当該エージェントまたは貸付人は、第18条第2項の規定にかかわらず、許容担保権を実行（帰属清算または処分清算の方法による実行その他許容担保権の条件に従った法定の手続以外の方法による実行を含み、また、物上代位または代物弁済による回収を含む。以下、「許容担保権の実行」という。）することができる。

(4) 借入人は、第1項に従った相殺により個別貸付の元本が消滅する場合において、同項の場合における計算実行の日が満期日より前の日であるときは、当該個別貸付に係る貸付人に対し、かかる相殺と同時に、相殺により消滅する個別貸付に係る経過利息及び清算金を第18条に従い支払う。当該個別貸付に係る貸付人は清算金の金額を相殺が行われた後●営業日以内にエージェントに通知するものとし、エージェントはかかる通知を受領後、●営業日以内にこれを借入人に通知するものとする。

(5) 第18条第2項[及び第21条第4項第4号]の規定にかかわらず、借入人は、エージェントに対し書面による事前の通知を行った上、エージェントもしくは貸付人を担保権者とする許容担保権の対象資産を当該エージェントもしくは貸付人との合意に従い任意売却し、本契約上の債務の履行として、受領した金員を当該エージェントもしくは貸付人に直接支払い、またはエージェントもしくは貸付人を担保権者とする許容担保権の対象資産を、当該エージェントもしくは貸付人との合意に従い本契約上の債務の履行として、代物弁済することができるものとし、かかる支払は本契約上の債務の履行と認められるものとする。

(6) 第1項もしくは第2項により相殺もしくは弁済充当が行われた場合、第3項により許容担保権の実行が行われた場合、または第5項により許容担保権の対象資産が任意売却もしくは代物弁済された場合、第1項及び第3項については貸付人が、第2項及び第5項については借入人が、速やかにその内容をエージェントに書面にて通知する。かかる通知が合理的な理由なく遅延したことにより貸付人またはエージェントに損害等が発生した場合には、かかる通知を怠った貸付人またはかかる通知を怠った借入人がこれを負担する。

# 第24条（貸付人間の調整）

(1) 前条第1項により貸付人が相殺または弁済充当を行った場合には（当該貸付人を、以下、「相殺実行貸付人」という。）、貸付人及びエージェントは、以下の各号の規定に従い債権譲渡を行って貸付人及びエージェント間の調整を図る。但し、全貸付人及びエージェントが以下の各号の規定と異なるその他の措置により貸付人及びエージェント間の調整を図ることに合意した場合、またはエージェントがその裁量によりその他の措置により貸付人及びエージェント間の調整を図ることを決定した場合、貸付人及びエージェントは、かかる合意または決定に従い貸付人及びエージェント間の調整を図る。

① エージェントは、相殺または弁済充当によって消滅した債務の金額がエージェントに支払われていたと仮定した場合に、第19条第1項ないし第4項の規定により、相殺実行貸付人以外の貸付人またはエージェント（以下、「相殺実行外貸付人等」という。）が支払を受けたであろう債権を特定し、その金額をエージェントが算出する。

② 相殺実行貸付人は、前号に従ってエージェントが特定した相殺実行外貸付人等の債権のうち、前号に従ってエージェントが算定した金額に相当する金額の債権を、相殺実行外貸付人等から額面金額で買取る。[但し、相殺実行外貸付人等は、かかる売却を拒むことができる。かかる売却が拒まれた場合においても、未使用貸付極度額の算出にあたっては、かかる売却が行われたものとしてこれを行う。]

③ 前号の譲渡が行われた場合には、相殺実行外貸付人等は、自らの費用負担により、譲渡後速やかに借入人に民法第467条に定める確定日付ある証書による通知を行う。

[(2) 前条第2項により借入人が貸付人に対して相殺を行った場合には（当該貸付人を、以下、「相殺対象貸付人」という。）、貸付人及びエージェントは、相殺対象貸付人以外の貸付人またはエージェントが請求した場合に限り、当該請求を行った相殺対象貸付人以外の貸付人またはエージェントとの関係において、以下の各号の規定に従い債権譲渡を行って貸付人及びエージェント間の調整を図る。但し、全貸付人及びエージェントが以下の各号の規定と異なるその他の措置により貸付人及びエージェント間の調整を図ることに合意した場合、またはエージェントがその裁量によりその他の措置により貸付人及びエージェント間の調整を図ることを決定した場合、貸付人及びエージェントは、かかる合意または決定に従い貸付人及びエージェント間の調整を図る。

① エージェントは、相殺によって消滅した債務の金額がエージェントに支払われていたと仮定した場合に、第19条第1項ないし第4項の規定により、相殺対象貸付人以外の貸付人またはエージェント（以下、「相殺対象外貸付人等」という。）が支払を受けたであろう債権を特定し、その金額をエージェントが算出する。

② 相殺対象貸付人は、前号に従ってエージェントが特定した相殺対象外貸付人等の債権のうち、前号に従ってエージェントが算定した金額に相当する金額の債権を、相殺対象外貸付人等から額面金額で買取る。

③ 前号の譲渡が行われた場合には、相殺対象外貸付人等は、自らの費用負担により、譲渡後速やかに借入人に民法第467条に定める確定日付ある証書による通知を行う。]

[(3) 以下に定める場合には、貸付人及びエージェントは、第1項の規定に準じた債権譲渡その他の措置を行って貸付人及びエージェント間の調整を図る。

① 借入人のある資産につき貸付人が自ら強制執行もしくは許容担保権以外の担保権の実行としての競売の申立（以下、「強制執行等」という。）を行った結果、当該貸付人が本契約に基づき借入人に対して有する債権の弁済を受けることとなった場合。

② 第三者による強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立に関して貸付人が配当要求（但し、許容担保権に基づく配当要求は除く。）した結果、当該貸付人が本契約に基づき借入人に対して有する債権の弁済を受けることとなった場合。

但し、第1項の準用に際しては、エージェントは、貸付人が強制執行等を行うために要した一切の費用（弁護士費用を含む。）、または第三者による強制執行等に関して貸付人が配当要求するために要した一切の費用（弁護士費用を含む。）相当額は当該貸付人に帰属するものとし、当該金額を強制執行等の結果得た金員から差引いた残額がエージェントに支払われていたと仮定して、強制執行等を行った貸付人以外の貸付人またはエージェントが支払を受けたであろう債権を特定しその金額を算出するものとする。]

(4) [前項の規定にかかわらず、]以下に定める場合には、第1項の規定に準じた債権譲渡は行われず、関連する貸付人のみが弁済を受領するものとする。但し、許容担保権のうち第21条第3項但書の規定に従い借入人により設定された担保権に関して、エージェント及び全貸付人間に別途の合意がある場合には、かかる合意に従うものとする。

① 貸付人が許容担保権を実行した場合。

② 第三者による強制執行または担保権の実行としての競売の結果、許容担保権に関し貸付人が本契約に基づき借入人に対して有する債権の弁済を受けることとなった場合。

③ 前条第5項の規定に従い、貸付人を担保権者とする許容担保権の対象資産の任意売却が行われ、本契約上の債務を履行するために、受領した金員が当該貸付人に直接支払われた場合、または貸付人を担保権者とする許容担保権の対象資産の代物弁済が行われ、当該貸付人に対する本契約上の債務が消滅した場合。

# 第25条（エージェントの権利義務）

(1) エージェントは、全貸付人の委託に基づき、全貸付人のためにエージェント業務を行い、権限を行使し、エージェント業務を行うに際し、通常必要または適切とエージェントが認める権限を行使する。エージェントは、本契約の各条項に明示的に定められた義務以外の義務を負わず、また、貸付人が本契約に基づく義務を履行しないことについて一切責任を負わない。また、エージェントは貸付人の代理人であり、別段の定めのない限り借入人の代理人とはならない。

(2) エージェントは、真正かつ正確であると思料され、適切な人物により署名または記名捺印され交付された通信、文書及び書類（第5条第1項の規定に従って受信した借入申込書を含む。）に依拠することができ、また、本契約に関しエージェントが必要な範囲で合理的に選任した専門家の意見書及び説明書に依拠して行為することができる。

(3) エージェントは、本契約に定める責務を果たし権限を行使するにあたり、善良な管理者としての注意を払う。

(4) エージェントまたはその取締役、従業員もしくは代理人は、本契約に基づいて、または本契約に関連する行為、不作為について、故意もしくは[重]過失がない限り、貸付人に対して一切の責を負わない。エージェントを除く貸付人は、エージェントが本契約上の責務を果たすのに負担した債務及び損害等につき、借入人から償還されない限度で、エージェントの参加割合（但し、全貸付人の貸付義務の消滅前に一部の貸付人の貸付義務が消滅した場合で、当該貸付人に係る個別貸付未払金が存在する期間中は、当該個別貸付未払金の元本金額を当該貸付人の貸付極度額とみなして参加割合を算出するものとし、また、全貸付人の貸付義務が消滅後、本契約に基づく全ての債務の弁済が完了していない期間中は、当該時点における総貸付残高に対する貸付人毎の個別貸付未払金の元本合計金額の割合とする。更に、かかる補償債務を履行することができない貸付人がいる場合には、エージェントの参加割合を当該貸付人を除く貸付人の参加割合の合計で除した割合とする。）に応じて算出した負担部分を控除した残額について、連帯してエージェントに補償する。

(5) エージェントは、多数貸付人または全貸付人の書面による指示があれば、本契約の明示の規定に違反せずかつ適法である限りその指示に従った行為を行い、この場合、当該行為により生じた結果について、借入人または貸付人に対して一切責任を負わない。

(6) エージェントは、借入人または貸付人から、第22条第1項各号または第2項各号に規定する事由が存在している旨の通知を受領していない限り、かかる事由の存在を知り得なかったものとみなされる。

(7) エージェントは、本契約の有効性及び本契約に表明された事項につき何ら保証を行うものではなく、貸付人は、自ら適切と認めた書類、情報等に基づき借入人の信用力その他必要な事項を審査した上、独自の判断で本契約を締結し、また、本契約上企図される取引を行うものとする。

(8) エージェントが貸付人を兼ねる場合には、本契約上のエージェントの義務にかかわらず、本契約上の貸付人としての権利義務は他の貸付人と同等とする。また、エージェントは、本契約外で借入人との間で一般に認められる銀行取引を行うことができる。なお、エージェントは、本契約外の取引において取得した借入人に関する情報（借入人から受領した情報については、本契約に基づいて送付されたことが明示されていない限り、本契約外の取引において取得した情報とみなす。）を、他の貸付人に対して開示する義務を負わず、また、借入人との本契約外の取引において借入人から支払を受けた金員を他の貸付人に分配する義務を負わない。[但し、エージェントは、全貸付人が同意する場合を除き、借入人に対する本契約上の債権以外の債権と、エージェントの借入人に対するシンジケート口座に係る預金債務との間の相殺については、借入人が全貸付人及びエージェントに対して負担する本契約に基づく債務を超える分の預金額の範囲においてのみ行うことができる。]

(9) 個別貸付実行金額の算出及び第19条の規定による貸付人への分配額の算出は、エージェントが指定した貸付人（以下、「端数積算貸付人」という。但し、エージェントが貸付人を兼ねる場合には、エージェントを兼ねる貸付人を端数積算貸付人とする。）以外の貸付人に対する分配額については1円未満を切り捨て、端数積算貸付人に対する分配額については、分配額の総額から他の貸付人に対する分配額を差引いた金額とする。

(10) エージェントが借入人または貸付人に対して行う通知に含まれる利率及び返済期日の決定、並びにその他の決定及び本契約に基づき支払われる金額は、明白な過誤がない限り、確定したものとして借入人及び貸付人を拘束する。

(11) エージェントが本契約上借入人より貸付人に伝えるべき通知を受領した場合、速やかにその内容を全貸付人に通知しなければならず、または本契約上貸付人より借入人もしくは他の貸付人に伝えるべき通知を受領したときは、エージェントは速やかにその内容をそれぞれ借入人もしくは全貸付人に通知しなければならない。なお、エージェントは、借入人から入手し保管する書類については、通常の営業時間内において貸付人のために閲覧に供する。

# 第26条（エージェントの辞任及び解任）

(1) エージェントの辞任に係る手続は、以下の通りとする。

① エージェントは、全貸付人及び借入人に対して書面による通知を行うことにより、辞任することができる。但し、後任のエージェントが任命され、その就任を承諾するまで、かかる辞任の効力は発生しない。

② 前号の通知が行われた場合、多数貸付人は借入人の承諾を得た上で、後任のエージェントを任命する。

③ 第1号の通知が行われた日（同日を含む。）から[30]日以内に後任のエージェントとなるべき者が多数貸付人により任命されなかった場合、または多数貸付人に任命された者がその就任を承諾しなかった場合には、在任中のエージェントが借入人の承諾を得た上で、多数貸付人に代わって後任のエージェントを任命できる。

(2) エージェントの解任に係る手続は、以下の通りとする。

① 多数貸付人は、他の全ての貸付人、借入人及びエージェントに対して書面による通知を行うことにより、エージェントを解任することができる。但し、後任のエージェントが任命され、その就任を承諾するまで、かかる解任の効力は発生しない。

② 前号の通知が行われた場合、多数貸付人は借入人の承諾を得た上で、後任のエージェントを任命する。

(3) 第1項または前項に基づき後任のエージェントに任命された者がその就任を承諾した場合には、前任のエージェントは本契約に基づきエージェントとして保管している書類一式を後任のエージェントに引き渡すと共に、後任のエージェントが本契約に定めるエージェントとして責務を果たすのに必要な全ての協力を行う。

(4) 後任のエージェントは前任のエージェントが有していた本契約上の権利義務を承継し、前任のエージェントは後任のエージェントの就任と同時に、エージェントとして負担する全ての義務を免れる。但し、前任のエージェントが在任中に行った行為（不作為を含む。）に関しては本契約の各条項が引き続き有効に適用される。

[(5) エージェントは、次の各号のいずれかに該当する場合は、前四項の規定にかかわらず、多数貸付人と合意することによりエージェントを辞任することができるものとする。本項の定めに従いエージェントが辞任した場合には、辞任したエージェントはその旨を速やかに借入人に対して通知するものとし、借入人はかかる辞任について異議を述べない。本項の定めに従いエージェントが辞任した場合でも、借入人は既に発生したエージェントフィーの支払債務を免れないものとする。

① 借入人について破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき。

② 借入人がエージェントフィーの支払を怠った場合で、相当の期間を定めて支払を催告したにもかかわらず、その期間内に支払がないとき。]

# 第27条（貸付人の意思結集）

(1) 多数貸付人または全貸付人の意思結集に係る手続は、以下の通りとする。

① 貸付人は、本契約に定める多数貸付人または全貸付人による指示が必要な事由が発生したと判断した場合、エージェントに対して多数貸付人または全貸付人の意思結集を要請する旨の通知を行うことができる。

② 前号の通知を受けたエージェントは、多数貸付人または全貸付人の意思結集を行う旨の通知を全貸付人に対して速やかに行う。

③ 前号の通知を受けた貸付人は、かかる事由に対する自らの意思決定を行い、エージェントが指定する合理的な期間内（原則として、前号の通知を受けた日の●営業日後の日まで）にその内容をエージェントに通知する。

④ 前三号により多数貸付人または全貸付人の意思結集がなされた場合には、エージェントは、多数貸付人または全貸付人による指示としてその内容を借入人及び全貸付人に対して速やかに通知する。

(2) エージェントは、前項のほか、多数貸付人または全貸付人による意思結集が必要な事由が発生したと自ら判断した場合、多数貸付人または全貸付人の意思結集を行う旨の通知を全貸付人に対して行うことができる。なお、かかる通知を行った後の手続は、前項第3号及び第4号の規定に従う。

# 第28条（契約の変更）

[(1) ]本契約は、借入人、全貸付人及びエージェントの書面による合意がなければ、これを変更することができない。

[(2) 前項の規定にかかわらず、第26条第5項に従いエージェントが辞任する場合で、多数貸付人の合意により後任のエージェントが直ちに任命されない場合には、多数貸付人及びエージェント（但し、エージェントが既に辞任した場合には多数貸付人）の書面による合意により、各貸付人が個別に権利行使を行うことができるようにするために合理的に必要な範囲において、本契約を変更することができる。本項の規定に従い本契約を変更した当事者は、遅滞なく、本契約のその他の当事者に対し、変更内容を書面により通知するものとする。]

# 第29条（地位譲渡）

(1) 借入人は、全貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、本契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡することができない。

(2) 貸付人は、借入人及びエージェントが書面により事前に承諾し、かつ、次の各号に定める全ての要件が満たされる場合に限り、本契約上の地位及びこれに伴う権利義務の全部または一部を第三者に譲渡することができる（以下、かかる譲渡を行った貸付人を「地位譲渡人」といい、かかる譲渡を受けた者を「地位譲受人」という。）。なお、借入人及びエージェントは、合理的な理由なくかかる承諾を拒むことはできず、エージェントは、かかる譲渡が行われた場合、全貸付人に通知する。

① 当該譲渡により、貸付債権または地位譲渡人の有する借入人に対する本契約に基づくその他の債権が地位譲受人に譲渡される場合には、借入人の承諾については、当該債権の譲渡についての承諾も含むものとし、かつ、かかる承諾につき譲渡日付の確定日付を取得すること。

② 本契約上の地位の一部の譲渡があった場合には、譲渡日以降地位譲渡人と地位譲受人が共に本契約上の貸付人となり本契約の各条項が適用されると共に、地位譲渡人の地位譲渡前の貸付極度額（以下、「譲渡前貸付極度額」という。）が地位譲渡人と地位譲受人が別途合意した額（以下、「減少額」という。）だけ減額され、地位譲受人に当該減少額と同額の貸付極度額（但し、当該地位譲受人が当該譲渡前において既に貸付人である場合には、当該譲渡前における当該貸付人の貸付極度額に当該減少額と同額を加算した貸付極度額）が以後適用されるものとし、地位譲渡人が貸付債権を有している場合（以下、かかる貸付債権を「譲渡前貸付債権」という。）には、かかる譲渡前貸付債権に係る元利金、遅延損害金その他一切の債権が減少額の譲渡前貸付極度額に対する割合（以下、「減額割合」という。）に応じて分割され、その減額割合に対応して分割された債権（以下、「譲渡対象貸付債権」という。）が地位譲受人に対して譲渡されること。

③ 地位譲受人が[*地位譲受人の業種等*]であること。

④ かかる譲渡が本契約上の地位の一部について行われる場合には、(a)(i)減少額及び(ii)譲渡前貸付極度額から減少額を控除した金額がいずれも●●億円以上であり、かつ(b)地位譲渡人が貸付債権を有している場合には、(i)譲渡対象貸付債権の金額及び(ii)譲渡前貸付債権の金額から譲渡対象貸付債権の金額を控除した金額がいずれも●●億円以上であること（但し、譲渡人がエージェントを兼ねる貸付人である場合はこの限りではない。）。

⑤ かかる譲渡が行われることにより源泉徴収税等が発生し、地位譲受人に対する借入人の支払利息額が増加しないこと[（但し、貸付人の日本における貸付業務の廃止によって当該貸付人の海外の子会社または関連会社に本契約上の地位を譲渡する場合を除く。）]。

(3) 前項に基づき譲渡を行ったことにより発生する費用等については、地位譲渡人[または地位譲受人]が全て負担する。但し、譲渡後に地位譲受人に関し発生した増加費用については、第10条に従う。また、地位譲渡人[または地位譲受人]は、かかる譲渡を行う日までに、かかる譲渡に関連する事務手続の対価として、1地位譲受人当たり●●万円を消費税と合わせてエージェントに支払う。

# 第30条（貸付債権の譲渡）

(1) 貸付人は、本契約上別段の定めがある場合を除き、次の各号に定める全ての要件が満たされる場合に限り、貸付債権の譲渡を行うことができる。

① 譲受人が譲り受けた貸付債権について、本契約の貸付債権に関連する各条項に拘束されること（なお、譲受人は貸付義務を負担しないものとする。）。

② 譲受人が、[*譲受人の業種等*]であること。

③ かかる譲渡が貸付債権を分割して行われる場合には、分割後の貸付債権の金額がいずれも●●億円以上であること（但し、譲渡人がエージェントを兼ねる貸付人である場合はこの限りではない。）。

④ かかる譲渡が行われることにより源泉徴収税等が発生し、譲受人に対する借入人の支払利息額が増加しないこと[（但し、貸付人の日本における貸付業務の廃止によって当該貸付人の海外の子会社または関連会社に譲渡する場合を除く。）]。

(2) 譲渡人及び譲受人は、貸付債権の譲渡を行う場合には、譲渡日付で、かかる譲渡について第三者対抗要件及び債務者対抗要件を具備するものとし、この場合、譲渡人及び譲受人は連名で、[また、借入人は単独で、]かかる譲渡の事実をエージェントに対して直ちに通知する。また、前項に基づく貸付債権の譲渡が行われた場合、本契約上の譲渡人の権利のうち譲渡される貸付債権に関連する一切の権利は譲受人に移転するものとし、また、譲受人は本契約上の譲渡人の義務のうち譲渡される貸付債権に関連する一切の義務を負うものとする。借入人は、かかる譲受人への権利の移転及び譲受人による義務の負担につき、予め承諾するものとする。この場合、かかる貸付債権についての本契約の各条項の適用にあたっては、貸付債権の全部の譲渡の場合には譲受人を貸付人として取り扱い、貸付債権の一部の譲渡の場合には譲渡人と譲受人の双方を本契約上の貸付人として取り扱うものとする。

(3) 第1項に基づき譲渡を行ったことにより発生する費用については譲渡人[または譲受人]が全て負担する。なお、譲渡後に発生した増加費用については、第10条に従う。また、譲渡人[または譲受人]は、かかる譲渡を行う日までに、かかる譲渡に関連する事務手続等の対価として、1譲受人当たり●●万円を消費税と合わせてエージェントに支払う。

(4) 第1項に基づき譲渡が行われた場合、未使用貸付極度額の算出にあたっては、かかる譲渡が行われなかったものとしてこれを行う。

# 第31条（第三者からの回収等）

(1) 借入人の本契約上の債務について、エージェント及び全貸付人が書面により事前に承諾しない限り、借入人以外の第三者による弁済は認められないものとする。

(2) 借入人は、本契約締結日以降、エージェント及び全貸付人が書面により事前に承諾しない限り、本契約上の借入人の債務を被保証債務とする保証（物上保証を含む。）を第三者へ委託してはならず、また、本契約上の債務またはその履行を第三者に引受させてはならない。

(3) 貸付人が、本契約上の借入人の債務に関し、第三者との間で借入人の委託なき保証契約（物上保証を含む。）または債務引受契約を締結する場合には、以下の各号に掲げる要件を全て充足していることを要し、かかる保証契約または債務引受契約に基づき当該第三者から弁済を受領した場合は、第24条第1項に規定する債権譲渡による貸付人間の調整は行わない。

① 第三者が保証債務を履行した結果取得する求償権及び本契約上の債権の行使に際し、当該貸付人が本契約に基づいてエージェント、当該貸付人以外の貸付人、及び借入人に対して負担する一切の義務と同等の義務を負担すること。

② 第三者が本契約の各条項に拘束されること。

③ 第三者が、[*第三者の業種等*]であり、借入人の子会社もしくは関連会社でないこと、または借入人が当該第三者の子会社もしくは関連会社でないこと。

④ 第三者が代位取得する貸付債権の金額が●●億円以上であること。

⑤ かかる代位取得が行われることにより源泉徴収税等が発生し、第三者に対する借入人の支払利息額が増加しないこと。

なお、第1号の規定に基づき第三者による貸付債権の代位取得が行われる場合には、かかる代位取得を前条の規定に基づく貸付債権の譲渡とみなし、同条第3項及び第4項の規定を準用する。

# 第32条（全貸付人の貸付義務の終了）

次の各号のいずれかの事由が発生した場合、全貸付人の貸付義務は終了する。[この場合、借入人は、本契約上の全ての債務を、直ちに（但し、本項第1号の事由が生じた場合、[【※期越え貸付を認める場合】満期日がコミットメント期間満了日を越える本貸付に係る借入人の債務及び]コミットメントフィーに係る借入人の債務については、当該債務の弁済期日において）第18条の規定に従い支払う。]

① コミットメント期間満了日が経過した場合。

② 第22条第1項各号に規定する事由が発生した場合、または、第22条第2項各号に規定する事由が発生し同項の規定に従ったエージェントの借入人に対する通知が行われた場合。

[③ *その他の貸付義務終了事由*]。

# 第33条（一般規定）

(1) 守秘義務

借入人は以下の各号に関する情報開示について異議を述べない。

① 第8条第1項の規定に基づく貸付不実行の通知があった場合、第22条第1項各号もしくは第2項各号に規定する事由が発生した場合または第27条の規定に基づき多数貸付人の意思結集が必要とされる場合には、エージェント及び貸付人が本契約または本契約以外の契約に関連して入手した借入人及び借入人との取引に関する情報を、合理的に必要とされる範囲で互いに開示すること。

② 本契約に基づく地位譲渡もしくは貸付債権の譲渡または本契約に基づき借入人が負担する債務に係る借入人の委託なき保証契約（物上保証を含む。）もしくは債務引受契約の締結に際して、貸付人が相手方に守秘義務を負わせることを条件として、譲受人（第29条に規定する地位譲受人を含む。）、保証人もしくは債務引受人または譲受、保証または債務引受を検討している者（かかる取引に関する仲介業務を行う者を含む。）に、本契約に関する情報を開示すること。なお、ここでいう本契約に関する情報とは、本契約に関連して入手した借入人の信用に関する情報、本契約の内容及びこれに付帯する情報、取引の対象となる貸付債権の内容及びこれに付帯する情報をいい、本契約以外の契約に関連して入手した借入人の信用に関わる情報は含まれない。

③ 貸付人が、適用法令、行政、司法、その他日本国内外の関係官庁、中央銀行もしくは自主規制団体の命令、指導、要請等による場合、または弁護士、司法書士、公認会計士、監査法人、税理士、格付機関その他の専門家であって、かつ、職務上当該秘密情報の開示を受ける必要のある者に対して、合理的に必要とされる範囲で本契約に関する情報を開示すること。また、貸付人が自らの親会社、子会社及び関連会社に対して、内部管理目的のため必要かつ適切な範囲で本契約に関する情報を開示すること。

(2) 危険負担、免責並びに賠償及び補償

① 借入人がエージェントまたは貸付人に差し入れた書類が、事変、災害等やむを得ない事情により紛失、滅失または損傷したときには、借入人はエージェントと協議の上、エージェントまたは当該貸付人の帳簿、伝票等の記録に基づき本契約上の債務を履行する。また、借入人は、エージェントまたはエージェントを通じて貸付人が請求した場合には、速やかに代わりの書類を作成し、エージェントまたはエージェントを通じて当該貸付人に提出する。

② 貸付人またはエージェントが、本契約に基づく取引に使用する借入人の代表者及び代理人の印影を、予め借入人の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて行った取引について、印章の偽造、変造、盗用等の事故があり、これにより損害等が発生した場合には、借入人がこれを負担する。

③ 借入人が本契約の条項に違反したことまたは第20条各号の一つでも真実でないこと（第20条第10号に規定する事項が真実でないことまたは借入人が第21条第4項第5号もしくは第6号の規定に違反したことを含む。以下、「借入人義務違反等」という。）を理由として貸付人またはエージェントが本契約に基づき認められる行為（個別貸付を実行しないことを決定すること、第22条第2項に従い借入人に対する通知を行うこと及び本条第1項第1号に基づき情報を開示することを含む。）を行ったことにより借入人に損害が発生した場合でも、借入人は、貸付人またはエージェントに何らの請求をしない。また、借入人義務違反等により、または第25条第4項の規定に基づく補償を貸付人が行わないことにより、貸付人もしくはエージェントに発生した損害等については、借入人がこれを負担する。

(3) 本契約の可分性

本契約の一部条項が無効､違法または執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、合法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることはなく、また影響を受けない。

(4) 銀行取引約定書等の適用除外

本契約及び本契約に基づく取引については、借入人が貸付人に別途差し入れたまたは借入人と貸付人との間で別途締結された銀行取引約定書[及び金融取引約定書]は適用されない。

(5) 通知

① 本契約に基づく通知は、全て書面により、本契約に基づき行われるものであることを明確にしてなされるものとし、受取人たる相手方の宛先に、下記(a)ないし(d)記載のいずれかの方法により行う。なお、本契約の各当事者は、エージェント宛てに宛先の変更通知を行うことにより、宛先を変更することができる。

(a) 直接持参交付

(b) 書留郵便またはクーリエサービス

(c) ファクシミリ通信[（但し、相手方から要求があった場合には、事後に正本を(a)または(b)の方法で相手方に交付しなければならない。）]

(d) [交換便（貸付人・エージェント間の通知に限る。）]

② 前号の通知の効力発生時点は、ファクシミリ通信による場合には受信が確認された時点、その他の方法による場合には実際に受領された時点とする。

(6) 届出事項の変更

① 貸付人及び借入人は、その商号、代表者、代理人、署名、印鑑、所在地その他エージェント宛て届出事項に変更があった場合には、エージェントに対して速やかに書面による通知を行う。

② 前号の届出を怠ったために、本契約に基づき行われた通知が遅延しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとみなす。

(7) 資金決済

① エージェントと貸付人との間の資金決済は、原則として全国銀行データ通信システムで行うものとし、日本銀行金融ネットワークシステムで行うことを希望する場合には、当該貸付人はエージェントと事前に協議するものとする。但し、貸付人が全国銀行データ通信システムに加入していない場合は、当該貸付人が指定する全国銀行データ通信システム加入行にある当該貸付人名義の銀行口座において、資金決済を行うものとする。

② 本契約に基づいて行われる本契約のいずれかの当事者から本契約の他のいずれかの当事者に対する支払に係る手数料等は、支払を行う者の負担とする。

(8) 計算

本契約中における計算につき、別途明示的な規定が存在しないときは、[両端／後落しによる片端]及び1年を[365／360]日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる方法（但し、エージェントが特に必要と認める場合には、エージェントが適当と認める方法）にて算出される。

(9) 公正証書の作成

借入人は、エージェントまたは多数貸付人が請求したときにはいつでも、公証人に委託して本契約証書の債務の承認及び本契約上の債務について強制執行の認諾文言のある公正証書の作成に必要な手続をとる。

(10) 権利の存続

エージェント及び貸付人が本契約により定められた権利の全部もしくは一部を行使しないことまたは行使の時期を遅らせることがあっても、それにより、エージェント及び貸付人が当該権利を放棄したものまたは借入人の義務を免除もしくは軽減したものとは解されず、エージェント及び貸付人の権利にいかなる影響も与えないものとする。

(11)準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して発生する紛争については、[東京地方裁判所]を非専属的合意管轄裁判所とする。

(12) 言語

本契約は、日本語で作成し、これを正本とする。

(13) 協議事項

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、借入人及び貸付人は、エージェントを通じて協議を行い、その対応を決定する。

上記を証するため、本契約書●●通を作成し、借入人、貸付人及びエージェントの代表者または代表者の代理人が記名捺印し、各1通ずつを保管する。

平成●年●月●日

別　表　1

当事者リスト

1. 借入人

|  |  |
| --- | --- |
| 借入人及びその部署 | 住所 |
| ●● |  |

2. エージェント

|  |  |
| --- | --- |
| エージェント及びその部署 | 住所 |
| ●● |  |

3. 貸付人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸付人及びその部署 | 貸付極度額 | 住所 |
| ●●  ●部 | ●●円 |  |
| ●●  ●部 | ●●円 |  |
| ●●  ●部 | ●●円 |  |

別　表　2

コミットメントフィー計算期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | コミットメントフィー計算期間開始日 | コミットメントフィー計算期間終了日 |
| 第1回 | 本契約締結日 | 平成●年●月●日 |
| 第2回 | 前回コミットメントフィー計算期間終了日の翌日 | 平成●年●月●日 |
| 第3回 | 前回コミットメントフィー計算期間終了日の翌日 | 平成●年●月●日 |
|  |  |  |
| 第●回 | 前回コミットメントフィー計算期間終了日の翌日 | コミットメント期間満了日 |

別　紙　1

平成●年●月●日

[エージェント名]　御中

ご住所

お名前

（届出印）

**借入申込書**

当社は、●●をエージェントとして平成●年●月●日付で締結された、契約締結当初の総貸付極度金額●●●億円のコミットメントライン契約書（以下、「本契約」といいます。なお、本借入申込書において使用される用語で本契約に定義されるものについては、本契約における定義が適用されるものとします。）の規定に基づき、下記内容の本貸付の実行を申込み致します。なお、当社は当該本貸付の申込時点及び下記実行希望日現在において、本契約に定める個別貸付実行の前提条件が全て満たされていること、当社が本契約で負担する義務を全て遵守していること、及び、本契約において当社が表明及び保証した事項が全て真実かつ正確であることをここに確認し、かかる確認が真実でないことによりエージェントまたは貸付人に生じる一切の損害等を負担することをここに確約致します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 本貸付の金額 | 金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 実行希望日 | 平成　　年　　月　　日（　） |
| 基準貸付期間 | ヶ月 |
| 満期日 | 平成　　年　　月　　日（　） |